

年 月 日

保護者 様

明石市立錦城中学校

## 出席停止の連絡

お子さまが現在かかっていると思われる病気は、学校保健安全法で定める学校において予防すべき感染症であり、他の幼児児童生徒にうつるおそれのある期間は登校できないこととなっています。なお、学校において予防すべき感染症は、感染症ごとに定められた下記に記載する出席停止期間、または学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまでは出席停止の扱いとなり、その期間は欠席とみなしません。

後日、医師の診察の結果、登校の許可が出ましたら、「感染症登校（園）許可書」に必要事項を記入していただき、お子さまに持たせ登校させてください。なお市内の医院につきましては、明石市医師会のご好意により「感染症登校（園）許可書」の作成費用は無料となっております。

病 名	出 席 停 止 期 間
1 季節性インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで。
2 百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
3 麻疹	解熱した後3日を経過するまで。
4 流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下線又は舌下線の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。
5 風疹	発疹が消失するまで。
6 水痘	すべての発疹が痂皮化するまで。
7 咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで。
8 結核、髄膜炎菌性髄膜炎及びその他の感染症	学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。